

定が含まれている。<sup>9)</sup>

#### 第4 ゲーミングに関するその他の特別法

営業法、州のカジノ法のほかに、刑法の禁止規定を解除する法律として重要なものは、「競馬およびロツテリー法 (Rennwett- und Lotteriegesezt 1922年4月8日)」である。この法律は競馬による賭けを認めた連邦法であるが、ロツテリーの実施については、州も詳しい法律を定めている。ベルリン市を例にとると「Verordnung über die Genehmigung öffentlicher Lotterien und Ausspielungen (1937年3月6日に成立したナチス時代の法律であるが、戦後、カジノ法と同じく州法として効力を有している)」により、公益を目的としたロツテリーに限って許可できることが規定されている。これに基づいてベルリン市は「Gesetz über die Deutsche Klassenlotterie Berlin und die Stiftung Deutsche Klassenlotterie Berlin」という法律で特定の財団にロツテリーの開催を認めている。また、ブランデンブルグ州には「Gesetz über öffentliche Lotterien, Ausspielungen und Sportwetten im Land Brandenburg」という法律があり、いわゆるスポーツくじの開催を認めている(他にもスポーツくじを認める州はいくつかあるようである)。

ゲーミングに関しては州の権限が大きいことが分かるが、ロツテリーやスポーツくじの開催者は各州においてそれぞれどのような地位に立っているのか今後の更に調査を深めたい。

## 第2節 フランス

### 第1 フランスの賭博罪・富くじ罪

フランスには、ドイツと同様に刑法典があるが、賭博罪の規定はない。正確には、過去にあったのであるが、1994年に新しい刑法典ができた際に削除されたのである。しかしながら、賭博罪がなくなった訳ではない。刑法典から賭博罪が消える前から存在した2つの法律に移管されたのである。1つは、「賭博に関する法律 (Loi relative aux jeux de hazard 法律83-628 1983年7月12日)」、もう1つは、「富くじの禁止に関する法律 (Loi portant prohibition des loteries 1836年5月21日)」である。

---

<sup>9)</sup> 1938年の法律が依然として連邦法であるのは、税の規定があるからだと思われる。「基本法105条によれば、連邦が財政に関して専属的立法権をもつのは関税と専売だけであるが、全部もしくは一部が連邦の収入になる租税、または州の個別的処理に適さない租税については、連邦が競合的立法権をもつものとされている」と「ドイツ法入門 (マルチュケ、有斐閣) 88p」は記している。現在は、連邦がカジノに関する税の権限を州に委ねている。